

令和5年10月20日

保護者の皆様へ

春日井市教育委員会
春日井市立出川小学校長

「ラーケーションの日」の導入について

秋涼の候、保護者の皆様には益々ご清栄のこととお喜び申し上げます。日頃は春日井市並びに本校の教育活動に、ご理解とご協力をいただきありがとうございます。

さて、愛知県では、子どもが保護者等とともに、校外で、体験や探究の学び・活動を、自ら考え、企画し、実行することができる日を「ラーケーションの日」として制定し、2学期以降、環境が整った市町村から導入を開始しました。

つきましては、春日井市においても、令和5年度の3学期より、下記のように実施します。ご理解とご協力のほど、よろしくお願い申し上げます。

記

1 導入時期

令和5年度の3学期より（※ 令和6年1月より）

2 取得可能日数（1日単位）

年度に3日までとする。（ただし、令和5年度は1日のみとする。）

3 「ラーケーションの日」の届け出

ホーム&スクールの欠席連絡で、以下の手順で届け出る。

- ①欠席日に、学ぶ日（ラーケーション取得日）を指定する。
- ②欠席区分は「その他」、欠席理由は「ラーケーションの日」を選択する。
- ③コメント欄に、「学ぶ場所と学ぶこと」を入力する。

（例1：市都市緑化植物園で動植物を観察する）

（例2：自宅で家庭科で学んだ料理を作る）

※ラーケーションの日を連続で取得する場合も、取得日1日ごとに届け出（欠席連絡）をしてください。

4 「ラーケーションの日」の取扱い

- 「ラーケーションの日」は、校外での自主学習活動であるため、学校に登校しなくても欠席となりません。「出席停止・忌引等」と同じ扱いになります。
- ラーケーション取得日の4日前（土日等、給食を実施しない日を除く）までに届け出をしていただいた場合、「ラーケーションの日」当日の給食費は徴収いたしません。
- 「ラーケーションの日」を取ることで受けられない授業の内容については、ご家庭で自習をお願いします。

5 ラーケーションを取ることがのぞましくない日

- ・入学式、卒業式、始業式、終業式、修了式などの式のある日
- ・運動会（体育大会）、文化祭、宿泊行事、校外学習などの学校行事のある日
- ・定期テストのある日（中学校）

6 その他

- 「愛知発の新しい学び方『ラーケーションの日』（保護者用リーフレット）」を
ご覧いただき、「ラーケーションの日」の趣旨をはじめ、届け出の流れや留意
事項等をご確認ください。
- 事前の「計画書」や事後の「報告書」などの提出は必要ありません。
- ご不明な点やご質問については、春日井市教育委員会または学校までご連絡
ください。

| | |
|----------------|-------------------------|
| 春日井市教育委員会学校教育課 | 0 5 6 8 - 8 5 - 6 4 4 4 |
| 春日井市立出川小学校 | 0 5 6 8 - 5 2 - 9 4 0 1 |